

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の要件

犯罪被害財産を没収することができる第十三条第三項第一号の要件のうち「その他犯罪の性質に照らし、前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき」から「その他犯罪の性質に照らし、」を削り、これを同項第四号として規定すること。

(第十三条第三項第一号及び第四号関係)

第二 犯罪被害財産に係る滞納処分と没収との調整

一 滞納処分に係る財産の没収の制限の例外

没収保全がされる前に滞納処分による差押えがされている財産が犯罪被害財産である場合において、第十三条第三項の規定により当該財産を没収することができるときは、没収の裁判をすることができるものとする。

(第三十八条の二関係)

二 滞納処分の停止

1 裁判所は、滞納処分による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しよ

うとする場合において、一の事由があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、決定をもって、滞納処分の停止を命ずることができるものとする。

2 検察官が1の決定の裁判書の謄本を滞納処分による差押えをした徴収職員等に提出したときは、徴収職員等は、滞納処분을停止しなければならないものとする。

3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、1の理由がなくなったとき、又は滞納処分の停止の期間が不当に長くなったときは、1の決定を取り消さなければならないものとする。

(第三十八条の三関係)

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。